

財服用語の解説

【一般財源】

用途が特定されず、どの経費にも自由に充当できる収入で、地方税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金、地方消費税交付金、特別地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金をいう。特に、地方税及び地方交付税をもって一般財源を代表させることが多い。

【起債制限比率】

地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されているものであり、次の算式による過去3年度の数値の平均をいい、20%以上の団体については、原則として地方債の一部を許可しないものとされている。

$$\frac{A - (B + C + E + G)}{(D + F) - (C + E + G)}$$

平成16年度分

A...当該年度の元利償還金、公債費に準ずる債務負担行為に係る支出（施設整備費、用地取得に相当するもの）
B...Aに充てられた特定財源
C...普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費
D...当該年度の標準財政規模
E...普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
F...臨時財政対策債発行可能額
G...事業費補正により基準財政需要額に参入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

【義務的経費】

市町村の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費で、硬直性の強い経費であり、人件費、扶助費及び公債費をいう。

【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の強い経常的経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかにより、財政構造の弾力性を判断するための指標である。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{臨時財政対策債} + \text{減税補てん債}} \times 100$$

【経常的経費】

年々持続して継続的に支出される経費をいい、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、繰出金及び公債費をいう。その性質上極端に削減することは行政活動に悪影響をきたすことになりかねないので、削減にあたっては行政サービスを低下させないよう注意が必要である。

【決算収支】

実質収支...当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、
{歳入歳出差引額（形式収支） - 翌年度に繰り越すべき財源}で算出される。

単年度収支...実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除したものであり、{当年度の実質収支 - 前年度の実質収支}で算出される。

実質単年度収支...単年度収支から、実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた額であり、
{単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 繰上償還額 - 財政調整基金取崩額}で算出される。

【公債費負担比率】

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を公債費負担比率といい、その率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものである。

$$\frac{\text{公債費充当一般財源額}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

【債務負担行為】

複数年に渡る契約や在学中の奨学金など、後年度の支出が確実なものについて、内容、期間、限度額を定め、将来の支出を担保する行為。予算の一部を構成するものであり、議会の議決を要する。

【単独事業】

国庫補助を受けないで地方公共団体が単独で行う事業をいう。地方公共団体の住民の要請にきめ細かく応じて実施されるものであり、地方自治の確立の面からは、その割合が高まることが望まれる。

【投資的経費】

支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が資産として将来に残るもので、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費をいう。

【特定財源】

使途が特定されている収入で、国・県支出金、地方債、分担金・負担金、使用料・手数料、寄附金等をいう。

【標準財政規模】

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、普通交付税の算定に用いられる地方税、地方譲与税等の標準税収入額に実際に算定された普通交付税の額を加えたものである。

【普通会計】

普通会計とは、一般会計と特別会計のうち公営事業会計（上水道・下水道等の公営企業会計及び国民健康保険事業特別会計等）以外の会計（住宅資金等貸付事業特別会計等）を統合して一つの会計としてまとめたものである。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なるため、実際の会計区分では財政比較や統一的な把握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般的に地方財政をいう場合、この普通会計を基本としている。

【臨時財政対策債】

地方の財源不足を補てんするために、地方交付税の一部を振り替えて発行される特例地方債（元利償還金は、後年度の普通交付税で全額措置される）。